

(十三ページより)

EPのメンバーからぶつけられたことがある。「専業漁業者でもない人々が、何でサケに執心するのですか」「北海道では淡水域でのサケ釣りが禁止されていると聞いています。その地域の一般人がどうしてカムバック・サーモンに関心を持ったのですか」等々。私のつたない英語で、我々の理念を十分に説明しつくすことは到底望むべくもない。困り果てて、ついに「貴方の国でもバード・ワッチャーがたくさんいますね。私達は日本でフィッシュ・ワッチャーを育てる計画なのです。その人々は将来、河川環境の保全とサケ資源のための有力なタスク・フォースになるでしょうから……」と答える始末であった。

SAVE THE SALMONの誕生

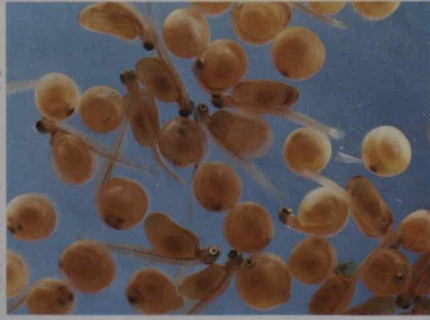
一九七九年十月、BC州最大の新聞社であるバンクーバー・サンのメンバーが、サケのキャンペーンのためにキャンベルリバー市の近くの April Point に集まった。ここでは、W・ピーターソン氏達が中心になって、自分達でふ化場を作って運営している。この集まりに招かれたマレー氏は、熱っぽく日本のカムバック・サーモン運動を解説したそうである。特に彼が強調したのは、この運動に子供達が一翼を担っているという点であった。

当時バンクーバー市内では、二つの学校がサケを自然環境教育にとり入れており、これらを拠点にすることによって、豊平川タイプの運動を大規模に展開でき

る可能性が検討されたい。

一九八一年五月、バンクーバー・サン紙をスポンサーとして、市民運動が開始された。子供達から名称を公募した「SAVE THE SALMON」組織の誕生である。事務局長には、サン紙のジム・マクドナルド氏があたり、積極的な広報活動とカンパ活動が展開されていく。一般人からも企業からも、カンパが相次いだ。十セント、二十五セントという子供達からの寄付や、ボランティアの申し込みも続出して、キャンペーンは大成功。そしてついに、第一の目標だった子供達のためのふ化場建設にふみ切ったのである。

場所はバンクーバー市内から車でわずか四十五分、スクワミッシュ川上流にあるノース・バンクーバーの野外学校敷地内である。この施設は、三、四万粒のサ



ふ化したばかりのサケの子。

(北海道タイムス提供)

ケの卵を収容することが可能で、子供達はその運営に参画する、BC州では初めての試みである。完成したのは一九八二年五月。その開場式は、連邦政府漁業・海洋省のロメオ・ルブラン大臣が参加して行われた。

SAVE THE SALMON とカナダ太平洋航空の招待でこれに参加した私は、北海

道の原住者アイヌ民族の一人である萱野茂氏と同行した。BC州も北海道も、ともに原住者はサケと密接な関連をもって生活していた、と考えたからである。

萱野さんは、式場で伝統的な民族衣裳をまとい、アイヌ語で神々にお祈りの言葉を捧げてくれた。「天と地の神さま方、この地にたくさんのサケが戻って来ますように……。このふ化場がサケの子孫に大いなる力を与えますように。そして昔のように豊かな生活が営めますように……。」「アイヌとインディアンもサケを仲介として友好が結ばれますように……」。

サツポロさけ会議

一九八二年十月十五日、私達がかねてから念願していたカムバック・サーモンの会議を札幌で開催することができた。参加者は、日本各地で運動をすすめている人々の代表三十名ほどと、カナダ、米国、イギリスからのお客である。カナダからはワッド・フォークナー博士、SAVE THE SALMON のジム・マクドナルド氏、SAVE OUR SALMON のW・ピーターソン氏、ゴードン・タニワ氏が参加した。二日半にわたるセッションで、私達は地球上のサケ属の資源を良好な状態で未来に残すために協力しあっていくことを確認した。

サケを通じて、太平洋の両側で始められたカムバック・サーモンの運動は、今後ますます拡大し、大きな力になっていくにちがいない。

(北海道大学文学部助教授、
さつぽろサケの会代表)

○あけましておめでとございます。月日の移り変わりはあわたたく、変わらないのは編集子の技量と想像力のみか、とタメ息がでます。今年もどうぞよろしくお願いします。

○久しぶりにカラー特集をお送りします。カナダの野生動物といつても、その種類は数知れず。そこでできるだけカナダ特有もしくはそれに近い動物、あるいは保護されている動物を中心にとりあげてみました。それぞれの動物の名称は、あまり専門的にならないように、ごく一般的なものを使いました。

○カナダ北方を何度も訪れている五月女氏と、札幌の豊平川にサケを呼び戻す運動を主導し、BC州での「サケを救え」キャンペーンにも詳しい北海道大学の吉崎先生に、それぞれのご体験にもとづいたご報告をいただきました。

○次号から本紙の郵送リストが変わります(三ページ参照)。ご迷惑をおかけするかもしれませんが、どうぞご協力をお願いします。(吉田)

本紙中の意見や見解は、必ずしもカナダ政府またはカナダ大使館の考え方を反映するものではありません。また公式文書の翻訳は仮訳です。転載の際は、できるだけ出典を明らかにして下さい。ご意見やご希望は左記の住所にご連絡下さい。

〒東京都港区赤坂七丁目三三六
カナダ大使館広報部